



生涯サポートコスモ

Vol.5
**平成28年
(2016. 6)**

障害年金講座、障害年金勉強会が開催されました

- 障害年金講座 ～受給のための3つのポイント～：平成28年2月21日(日) 於 きらら
- 障害年金勉強会 ～実りある支援のために～： 3月 4日(金) 於 ういんぐ

豊玉障害者地域生活支援センター きららにおいて障害年金講座の後半部分の質問編を担当し、事前にいただいた質問とそれに関連した事項について説明をさせていただきました。今回質問にお答えするにあたり、年金制度をわかりやすく説明することの難しさを改めて痛感いたしました。

講師を務めるのは今回が初めてのため当日はとても緊張しましたが、参加された皆様がとても真剣で、うなずきながら聞いて下さる方もおられ、落ち着いて話をすることができました。また、講座終了後にはたくさんのご質問をいただき、個別相談の予約をされる方もおられるなど障害年金に対する切実な思いを実感いたしました。

今回の講座が、障害年金の受給につながることを切に願います。
(会員 安井 志津子)



～講演する安井志津子会員～

石神井障害者地域生活支援センター ういんぐでの障害年金勉強会において、相談者や支援員の方々を対象に実りある支援に結びつけていただくよう「障害年金の3要件」と「障害年金の役割・意義と最近の動き」というテーマで、私と飛田隆志会員とでお話をさせていただきました。

会場は、当日急な参加の方もおられ満員状態。「とてもわかりやすく、障害年金の理解が深まった」と言っていただきました。特に後半の、「精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会」で検討されている等級判定のガイドライン、就労状況の評価については関心が高く、終了後も質問が相次ぎました。参加された方々のお役に立てたことが実感でき、私達にとっても嬉しい日になりました。(会員 田中 葉子)



～講演する田中葉子会員～

誌名：「生涯サポートコスモ」について

活動のスタートであった障がい者の方をサポートさせていただきたいという思いに、年齢・遺族年金、ライフプラン、就労支援など生涯にわたるサポートを目指す意味を重ねております。

●困ったときのご相談は、NTS コスモにお任せください！

- ①障害年金をはじめとした年齢・遺族を含む年金全般に関するご相談
- ②成年後見 ③ライフプラン ④就労支援およびカウンセリング
- ⑤メンタルヘルス体制の構築

編集
発行

一般社団法人
年金トータルサポート・コスモ
〒176-0025
東京都練馬区中村南1丁目22番8-605号 恒陽鷺宮マンション
TEL:03-3998-9006 FAX:03-3998-9006

HP: <http://www.ntscosmo.com/> E-mail: jimu-kyoku@ntscosmo.com

成年後見制度を利用するにあたって（その2）
～任意後見契約および付随契約を考える～

理事・副会長 河内 よしい

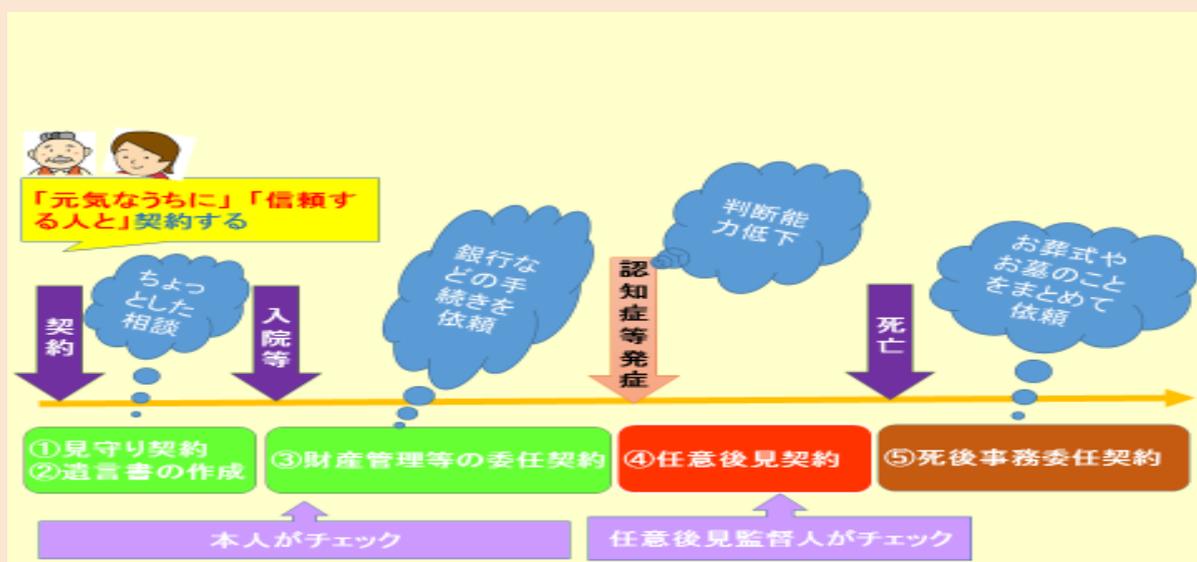
成年後見制度について、随時ご紹介していきます。

《お問い合わせはコスモまで！》

本会報誌 VOL2（平成 27 年 6 月発行 <http://www.ntscosmo.com/>）において、成年後見制度の基本をお伝えいたしました。まずはそのおさらいから・・・

成年後見制度には、判断能力が低下した後に、後見人を裁判所が任命する「法定後見」と、判断能力が正常なときに、信頼する人と契約を結び、自分の将来を託す「任意後見」があります。前号では、任意後見を利用するにあたって考慮すべき 3 項目を取りあげました。

本号では、任意後見契約の具体的な手続きに入る前に、本人が元気な時から亡くなった後における死亡事務や相続までを見こした契約等についてご紹介いたします。イラストにあるように、5 つの項目を検討することを勧めいたします。



① 見守り契約

まだまだ元気だけどちょっとした相談をしたい、家族以外の第三者の意見を聞きたい、振り込め詐欺などにあわないためにアドバイザーがほしいといった場合に便利です。

② 遺言書の作成

遺言書は、トラブルを避けるため、公正証書での作成をお勧めしています。遺言執行者を指定することで、スムーズに自分の想いを実現することができます。

③ 財産管理等の委任契約

病気や入院などによって、頭はしっかりしているが体力がなくなり銀行などに行けないということがあります。このような場合に備えて結んでおくものです。

財産管理の委任契約では、銀行などに出向いた折りに任意後見契約が結ばれていることを確認することが多くなっています。その理由は、判断力が弱まってきた場合に速やかに任意後見契約に移行し、ご本人が困らないようにするためと言われています。

④ 任意後見契約

認知症などを発症し、判断能力が弱まってきたときに、どのようなことをどんなふうにくらの金額で行ってもらうかを定めておくものです。任意後見契約を実行するためには、裁判所に対して「任意後見監督人の選任申立」を行う必要があります。任意後見監督人は、裁判所が専門職後見人（弁護士など）の中から任命することとなります。

見守り契約や財産管理等の委任契約が行われている間は、ご本人の判断力はしっかりしていますので、契約した方が正しく行っているかどうかのチェックは、原則としてご本人が行います。一方、任意後見契約に移行すると、任意後見監督人が任意後見人をチェックすることとなります。

⑤ 死後事務委任契約

死亡後のお葬式の方法、参列者の希望と連絡、お墓や法要のこと、残された持ち物の処分などを取り決めておくものです。

これ以外にも「尊厳死宣言書」を作っておき、延命治療は断る旨を明確にしておくことや臓器移植・献体などについても自分の意思を文書で明確にしておくことをお勧めしております。

年金トータルサポート・コスモでは、成年後見等に関する無料相談会を行っています。

相談会の詳細およびお申込みは、<http://www.ntscosmo.com/>を参照ください。



会員紹介 ③

齋藤 恵美子

NTSコスモの理事に名を連ねさせていただいております。これもひとえに前代表を始め、皆様の温かいお心遣いあってのこと。無料年金相談会に来られた方を、現代表と共同で障害年金裁定請求から支給決定までお手伝いをさせていただきました。

最近では、社会保険労務士が専門職後見人として裁判所に認知されるべく、社労士成年後見センター東京に名簿登載し、成年後見業務に軸足が向いております。あわせて、昨年8月にはNTSコスモの成年後見部会長を拝命いたしました。本紙をご覧の皆様も、成年後見制度についてお気軽にお問い合わせください。成年後見部会では、複数のメンバーでご本人の意思を尊重したアドバイスや後見のお手伝いをさせていただくための体制を整えております。

成年後見のご相談を承ります！

障がいのある子の親の会で
成年後見に関する学習会を開きたい！



高齢者施設や障がい者施設で年金と
成年後見の相談会を開きたい！

老後のライフプランを考える一環として、
成年後見制度学習会を開きたい！





会員紹介 ④

石井 清香

3年ほど前に、東京都社会保険労務士会で、障害年金を専門としているメンバーを中心としたサポート団体を立ち上げたという評判を聞き、是非このグループと一緒に活動したいという思いで入会しました。私には精神障害を抱えた親族があり、周囲を含めていろいろ大変な思いをしている姿をいつも目の当たりにしていたからです。私自身は、このほかに、とある病院で、ガン患者の就労支援の取り組みに参加しています。

今の日本社会は、障害者や患者さん、そしてそのご家族を取り巻く環境は必ずしも温かいものではありません。何より、患者さんご本人の苦しい境地から何とか抜け出しという思いが切々と伝わってきます。社会保険・労務の専門家である社会保険労務士が貢献できる瞬間がここにあると思います。そして常にその気持ちを忘れないように今後も活動していきたいと思えます。

「今後の予定」：
(平成28年6月～9月)

① 無料年金相談会

第66回：平成28年6月5日(日) ういんぐ
第67回： 7月3日(日) きらら
第68回： 8月7日(日) ういんぐ
第69回： 9月4日(日) きらら

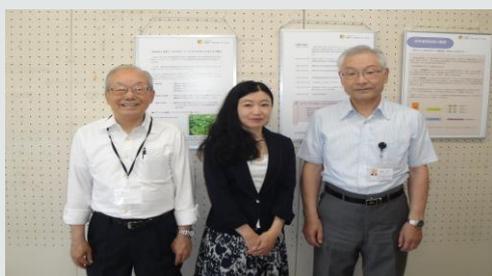
② 年金相談会(障害/遺族/高齢、成年後見)：
Coconeri

第31回：平成28年6月18日(土)
第32回： 7月16日(土)
第33回： 8月20日(土)
第34回： 9月17日(土)

③ 障害年金 無料相談会：勤労福祉会館

第7回：平成28年6月25日(土)
第8回： 7月9日(土)
第9回： 8月13日(土)
第10回： 9月10日(土)

勤労福祉会館相談会が定例化しました！



～私たちが相談をお受けします～

昨年試行段階だった相談会が、毎月1回(原則第2土曜日)開催されます。年金(障害、高齢、遺族)や成年後見に関するご相談をお受けします。きらら、ういんぐ、ココネリに続く4カ所目の定例相談会です。どうぞご利用ください。

次号は平成28年10月発行予定です

「活動の記録」：(平成28年1月～5月)

① 無料年金相談会

第61回：平成28年1月10日(日) きらら
第62回： 2月7日(日) ういんぐ
第63回： 3月6日(日) きらら
第64回： 4月3日(日) ういんぐ
第65回： 5月8日(日) きらら

② 年金相談会(障害/遺族/高齢、成年後見)：Coconeri

第26回：平成28年1月16日(土)
第27回： 2月20日(土)
第28回： 3月19日(土)
第29回： 4月16日(土)
第30回： 5月21日(土)

③ 障害年金 無料相談会：勤労福祉会館

第5回：平成28年4月9日(土)
第6回： 5月14日(土)

④ 年金ゼミナール事例研究プロセス

平成28年1月17日

～3月26日(全6回)

⑤ 障害年金講座/勉強会

平成28年2月21日(日) きららとの共催
3月4日(金) ういんぐとの共催